平成２１年（フ）第１２００１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区岩崎町27―３―315
債務者　並木　利美（旧姓飛鳥馬）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０３２号
愛媛県新居浜市中萩町13―23
債務者　手島　好貴
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０６９号
東京都中野区東中野１丁目６－４－３Ｂ
債務者　來原久里子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１１５号
東京都武蔵野市関前４丁目12―１―304
債務者　中村　浩之
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１３５号
東京都北区志茂３丁目29―７―203
債務者　明石　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１５１号
神奈川県川崎市宮前区有馬４丁目16―14―101
債務者　平重　政廣
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１５２号
東京都足立区中央本町５丁目２―20―Ａ―201
債務者　松吉　勇也
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１５３号
東京都練馬区石神井町１丁目７－５―105
債務者　河田あけみ（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１５８号
東京都国立市青柳213―４―Ａ―303
債務者　海野　　明
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１５９号
東京都江東区大島４丁目１－１―421
債務者　佐藤　克憲
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１６０号
茨城県つくば市稲荷前23―16―205、住民票上の住所茨城県取手市双葉２丁目33－３
債務者　太田久美子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１６２号
東京都青梅市東青梅５丁目14―４－３
債務者　原田　　明
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１６４号
神奈川県平塚市中原２丁目３―50　クレストハイムⅡ―105
債務者　笹倉和氣子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１６５号
東京都杉並区浜田山４丁目９―17　大谷荘
債務者　長谷川　茂
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１６６号
東京都江戸川区小松川２丁目１－１―109
債務者　石倉　義和
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１６７号
東京都江戸川区平井５丁目23―１―301
債務者　亀崎　明子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部